

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について、不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和元年8月22日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「厳島港宮島口地区旅客ターミナル設計プロポーザルコンペ応募作品」（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第8条第2項の規定により、令和元年9月3日付けで決定期間の延長を行い、その後、「厳島港宮島口地区旅客ターミナル建設工事に伴う基本・実施設計」の設計者を決定するために平成28年度に行った「厳島港宮島口地区旅客ターミナル設計業務公募型建築プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）」の応募者の提出書類の一部であるA3版用紙1枚の簡易提案書（以下「簡易提案書」という。）を本件請求文書として特定の上、本件プロポーザルの1次審査通過者が作成する技術提案書（以下「技術提案書」という。）の提出者に選定された5者の簡易提案書については、行政文書開示決定を行い、技術提案書の提出者に選定されなかった104者の簡易提案書（以下「本件簡易提案書」という。）については、行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、それぞれ令和元年10月16日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和元年11月12日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件簡易提案書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 例えばデザイン画の部分など、全ての箇所が当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは考えられない。
- (2) 本件プロポーザルは、県が主催し、その事業費は税金で賄われている点から応募

作品は広く公開されるべきものであり、技術提案書の前段階である簡易提案書が公となったとしても、本件プロポーザルの特殊性から模倣の可能性は極めて低く、公になることで今後模倣した側がリスクを負う可能性の方が高い。

技術やデザインの模倣については特許取得・意匠登録等により、応募者が各自で対策を行うべきもので、それらが行われていない事案に関しては「重要性が低い、当事者利益を害するおそれがない」と見るのが妥当である。

(3) 公募作品である以上公開が原則であり、本件プロポーザルの説明書（以下「説明書」という。）においても「著作権はその提出者に帰属することとします」と明文化されており、模倣者が現れた場合は応募者が裁判等で自らの権利を守ることができる。

選考に落ちた作品を模倣する側は評価を下げるだけで、模倣が公になった際のリスクは東京五輪ロゴの件でも明白であり、説明書において第一次審査作品非公開との約定がないのであれば応募作品は公開されなければならない、それに応じられないのであれば公募案件に応募しなければいいだけである。

「簡易提案書自体が提出者のノウハウ」との弁明であるが、簡易提案書を見たのみで模倣可能なものであれば、それほどのレベルではないということであり、最終選考5者の、簡易提案書以上に詳細な技術提案書を公開したリスクはどの様に判断されるのであろうか。

応募者の権利保護を謳うのであれば最終選考作品も一般公開プレゼンテーションなど行わず、優勝作品のみ公開というのであれば、他の4者のノウハウ保護がなされないということになる。

最終選考5者には開示の可否を問い合わせたにもかかわらず、不開示と決定した104者には問合せを行うことなく、公開に応じる応募者が存在する可能性を考慮せずに全て非公開としたのは、いかに確認作業が煩雑で手間が掛かるとはいえ問題がある。

(4) 104者への問合せを行いその結果報告書の提示、担当部署でどの様な検討会議が行われ、処分が決定されたかの過程を明確に説明できなければ、何者が判断を下したかも不明、担当者の上司のチェックがまともに行われているかも不明確で、情報公開制度の信頼性に疑問を抱かざるを得ない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求文書について

本件請求文書として特定した簡易提案書は、説明書に記載された評価テーマや設計条件等を勘案した上で、応募者が蓄積している技術力、提案力を発揮することで作成される文章や図表によって構成され、発注者が期待する業務成果とそのプロセスを独自の視点で提案として示すものである。

本件プロポーザルでは、全109者の応募があり、109者の簡易提案書等を審査し、平成28年7月21日付けで2次審査に進む5者を選定している。

2次審査では、1次審査を通過した5者に対して、簡易提案書の記載内容をより具

体的かつ詳細に記した，A2版用紙1枚の技術提案書の提出を求め，審査を実施し，特定者及び次点者を決定している。

また，2次審査においては，審査の透明性を図るため，技術提案書の内容について平成28年8月9日に技術提案書を用いた一般公開でのプレゼンテーション及び審査員によるヒアリングを行い，その後，審査結果と合わせて，平成28年8月30日付けで県ホームページにて技術提案書を公開しているものである。

なお，技術提案書の公開については，説明書において，県ホームページで公開する旨を記載しており，公開を前提に募集を行っているものである。

2 本件処分を行った理由

- (1) 開示請求対象の文書である簡易提案書は，上記1のとおり，応募者が蓄積している技術力，提案力を発揮することで作成される文章や図表，例えば，採用する材料や構造方法，外観・内観のイメージ図，平面プランや動線の考え方等が記載されており，応募者が有するノウハウが集積された技術的な提案が記載されたものであることに鑑みると，公にすることにより，第三者が模倣可能な状態となり，応募者の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，条例第10条第3号に規定する不開示情報に該当するものである。
- (2) 本件処分に対して，審査請求人は，「全ての箇所が当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるとは考えられない為(例えばデザイン画部分)」として処分の取消しを求めるとの主張であるが，簡易提案書は，上記1のとおり，応募者が有するノウハウが集積された提案が記載され，その記載内容，デザイン画の大きさ，文章の記載量，記載内容の配置のレイアウトに至るまで応募者により様々であり，加えて，本件プロポーザルの建築物の計画に対する提案は，どのような構成で，どのように順序立てて，最適な建築物を建てるかという計画策定が必要となる性格を有する案件であり，単に技術的なメリットを競い合うというよりも，どのようなプロセスを提案するのかということ自体が応募者のノウハウの集積となる。

したがって，文章の記述のみが技術的な情報であり，公にすると応募者に不利益を与える可能性のある情報，すなわち不開示情報とし，一方でデザイン画は開示情報であるというように，一概に分離されるものではなく，文章とデザイン画部分を含め，応募者の技術やアイデアが一連として表現された総体がA3版用紙1枚の提案であることを思料すると，簡易提案書自体が提出者のノウハウとして，その提出者の財産と認められるところ，不開示情報と判断し本件処分を行ったものである。

また，本件プロポーザルにおいては，説明書において「提出された簡易提案書及び技術提案書の著作権は，その提出者に帰属することとします」と記載しており，応募者のデザインを含めたアイデア等，応募者の競争上の地位その他正当な利益の保護に対して配慮を行っており，仮に公にされた場合，提案書に記載された内容が模倣され応募者の企業活動に影響を与え，正当な利益を害するおそれがある。

なお，令和元年10月16日付け営繕第50005号の行政文書開示決定により開示した5作品については，上記1のとおり，簡易提案書の記載内容をより具体的かつ詳

細に記した技術提案書を使用しての一般公開のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、当該技術提案書を県ホームページで公開していることに鑑みると、簡易提案書と同等以上の情報が既知の情報として公開されていることから、不開示の決定をした 104 者と秘匿性の性質が異なることが認められた。そこで、開示にあたり 5 者の応募者に意見照会を行った上で、開示しても差し支えない旨の回答を受け、開示決定を行ったものである。

以上により、本件請求文書は条例第 10 条第 3 号の不開示情報に該当するとして不開示とした本件処分は妥当である。

第 5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

(1) 条例第10条第3号の不開示情報該当性について

条例第10条第3号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを規定しており、「正当な利益を害するおそれ」があるかどうかは、法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意して、その情報を開示した場合に生じる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断するものである。

当審査会において見分したところ、本件簡易提案書は、本件プロポーザルにおける評価テーマに対する建築のコンセプトについての提案書であり、提案内容を具体化した文章とイラスト、イメージ図等で構成されていた。

本件簡易提案書に記載した建築物のイメージや、本件のようなターミナルの設計での建設コスト削減方法は、同業者にとっては、他の建築プロポーザル提案においてもヒントとなり得るものであり、模倣によって応募者のノウハウが流出することが考えられる。

また、本件簡易提案書は、応募者の蓄積した経験や知見に基づき、また、独自の創意工夫により作成されたものであり、提案内容や表現方法は、全体として応募者のノウハウを含んだ知的財産に当たるものであることから、「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。

ところで、実施機関によると、近年の公募型建築プロポーザルでは、審査の透明性を向上させるため、公募に当たっての説明書において、簡易提案書に相当するものは県ホームページ等で公表する旨を明示し、応募者の同意を得た上で公表しているとのことであった。確かに、審査の透明性の向上を目的として、このような手法を採ることは事務・事業の運営手法としてあり得るものである。しかしながら、本件プロポーザルにおいては、簡易提案書を公表する旨を説明書で事前に明示していないことから、公募型プロポーザルへの応募作品であることのみをもって開示されるべきとまではいえない。

したがって、本件簡易提案書は条例第10条第3号の不開示情報に該当すると実施

機関が判断したことは、不自然・不合理とはいえない。

(2) 条例第11条第1項の部分開示の適用について

条例第11条第1項は、原則開示の趣旨から、開示請求のあった行政文書の一部に不開示情報に該当する情報が記録されている場合は、不開示情報に該当する部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該不開示情報に該当する部分以外の部分について行政文書の開示をすることを定めている。

実施機関に確認したところ、簡易提案書の作成に当たっては、文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図等の使用を認め、A3用紙の1枚片面の横使いとして作成することとし、設計条件に従い、評価テーマに対する建築のコンセプトについての提案の記述であれば、記載方法の制限は設けていないとのことであった。

上記(1)のとおり、本件簡易提案書は、提案内容を具体化した文章とイラスト、イメージ図等で構成されており、その記載内容は、応募者の技術やアイデアが一体となって表現されていることから、開示部分と不開示部分を明確に区分することは困難であると認められる。

したがって、実施機関が本件簡易提案書を部分開示としなかったことは、不自然・不合理とはいえない。

(3) 総括

以上のことから、実施機関が、本件処分を行ったことは妥当である。

2 審査請求人のその他の主張

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
2. 1. 22	・ 諮問を受けた。
2. 10. 29 (令和2年度第6回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
2. 11. 30 (令和2年度第7回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 (部 会 長)	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授